

様式 2

生産行程管理業務規程

作成日 平成28年 7 月 8 日

更新日 令和 7 年10月 1 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒029-0402）岩手県奥州市胆沢小山字菅谷地 131 番地 1

（イワテケンオウシュウセイサワオヤマアザスガヤチ 131 バンチ 1）

名称（フリガナ）：岩手ふるさと農業協同組合

（イワテフルサトノウギョウキョウドウクミアイ）

代表者（又は管理人）の氏名及び役職： 代表理事理事長 菊地 義孝

ウェブサイトのアドレス：<https://www.jafurusato.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 6 類 生鮮肉類

区分に属する農林水産物等：牛肉

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：前沢牛（マエサワギユウ）、MAESAWA BEEF

4 明細書の変更

岩手ふるさと農業協同組合（以下「JA 岩手ふるさと」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第16条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

JA 岩手ふるさとは、構成員たる生産業者（以下「生産業者」という。）に対し「前沢牛」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導する。

ア 品種の確認

JA 岩手ふるさとは、肥育牛のと畜前に、公益社団法人全国和牛登録協会発行の「子牛登記証明書」又はこれに準ずる書類（「家畜人工授精証明書」及び「母牛の登録証明書（写）」等）により品種を確認する。

イ 生産地における飼養期間及び最終飼養地の確認

JA 岩手ふるさとは、肥育牛のと畜前に、独立行政法人家畜改良センター提供の「個体識別情報」により、岩手県奥州市前沢における飼養期間および最終飼養地を確認する。

ウ 飼養管理状況の確認

JA 岩手ふるさととは、飼養管理状況の記録として、肥育牛個体別に「肥育牛飼養管理カード」を確認する。

エ 肉質等級の確認

JA 岩手ふるさととは、肥育牛の枝肉について、公益社団法人日本食肉格付協会が発行する「牛枝肉格付明細書」により、肉質等級を確認する。

(2) 手順の妥当性を見直す機会

JA 岩手ふるさととは、上記(1)のアからエまでの手順について、年1回以上その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

JA 岩手ふるさととは、生産業者が明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことを確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、JA 岩手ふるさととは当該生産業者について、除名することができる。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

JA 岩手ふるさととは、上記5(1)の周知の際に、地理的表示である「前沢牛」及びGIマーク（以下「地理的表示等」という。）の使用に係る以下の内容についても周知する。

- (1) 明細書に記載された生産地及び生産の方法に基づいて生産された「牛肉」にのみ、地理的表示等が使用可能であること。
- (2) GI マークを使用する場合は、地理的表示である「前沢牛」と併せて使用すること。
- (3) GI マークは、法施行規則で定められた規定に基づいたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

JA 岩手ふるさととは、生産業者による地理的表示等の違反使用を確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、JA 岩手ふるさととは、当該生産業者が生産した「牛肉」について地理的表示等を付しての出荷を停止する等の処分を決定することができるものとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

JA 岩手ふるさととは、上記6及び8に関して、「前沢牛」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

JA 岩手ふるさととは、次の資料をその作成日又は取得日から5年間保存するものとする。

- (1) 上記5における「前沢牛」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施結果が確認できる資料
- (2) 明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料

イ その事実が判明するに至った経緯及び協議会が行った指導等に係る資料

11 連絡先

